

# 仕 様 書

件名：令和 8 年度帯広地方合同庁舎電力需給契約

1 供給期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 供給場所

北海道帯広市西 6 条南 7 丁目 3 番地 帯広地方合同庁舎

3 契約方法

単価契約

4 供給電気方式等

(1) 供給電気方式

交流 3 相 3 線式

(2) 供給電圧

6, 6 0 0 ボルト

(3) 標準周波数

5 0 ヘルツ

(4) 電気方式

1 回線受電方式

(5) 供給電気の種類

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率 1 0 0 % とすること。

(別紙 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照 (RE100 の細部については、Going 100% - RE100 (<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>) を確認すること。))

イ 供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、半期ごとに需要者のうち分任支出負担行為担当官 帯広防衛支局長 (以下「需要者 (防衛)」という。) に書面で提出すること。

(様式は別紙 2 「特定電源割当証明書」を基準とするが、任意の様式も可とする。)

ウ 電力の調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室国化ガス等び排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(令和 5 年 2 月 2 4 日変更閣議決定) 2. (1) に定める裾切り方式によることとし、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況及び省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組・地域における再エネの創出・利用の取組に関する情報提供に関し、適合条件を満たすこと。

5 予定契約電力

55 kW

ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）。

6 予定使用電力量

99,000 kWh

（月別の予定使用電力量は別紙3のとおり。）

7 電力量等の検針

(1) 自動検針装置

有

(2) 電力会社の検針方法

自動検針又は目視検針

(3) 計量器の構成

電力需給用複合計器

(4) 検針時期

毎月末

8 需給地点

電力会社の施設による引込線と区分開閉器の電源側接続点

9 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

10 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

11 対価の支払方法

(1) 需要者（以下「分担者」という。）から支払うこととする。

(2) 電力量の検針後、速やかに、電気使用量及び料金計算書等を書面（様式自由）により、需要者（防衛）に提出すること。

(3) 需要者（防衛）は、分担者の負担額を計算し、供給者へ通知することとする。

12 接続供給に伴う接続供給契約、工事等に係る金銭債務は供給者が負担するものとする。

13 その他

(1) 力率は、使用期間中は85%以上を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

(3) 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

40 kVA 1台

(4) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料

金の燃料費調整、市場価格調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金については、北海道管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

- (5) 供給者は、供給期間の開始前までに、供給期間の始期から需要場所へ電力を供給するための所要の手続き（送電切替手続等）を完了させるものとする。
- (6) その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス（バイオガスを含む）
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

<b>自家発電</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したこと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇 k W

2 供給期間  
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

## 最大需要電力の予定値

年 月	需要電力(kW)
令和8年4月	33
令和8年5月	31
令和8年6月	33
令和8年7月	46
令和8年8月	36
令和8年9月	27
令和8年10月	31
令和8年11月	39
令和8年12月	47
令和9年1月	55
令和9年2月	49
令和9年3月	55

※過去3ヶ年最大値

令和8年度予定契約電力

55 kW

## 月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和8年4月	7,500
令和8年5月	6,800
令和8年6月	6,900
令和8年7月	8,500
令和8年8月	8,000
令和8年9月	6,400
令和8年10月	7,300
令和8年11月	8,000
令和8年12月	10,000
令和9年1月	10,700
令和9年2月	9,700
令和9年3月	9,200
計	99,000

※過去3ヶ年平均値

令和8年度予定使用電力量

99,000 kWh

※最大需要電力、予定使用電力量は過去の使用実績を基に算出したもので、保証するものではない。